

令和6年6月7日
原子力規制委員会

【概要書】

令和5年度原子力規制委員会年次報告

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

連絡先は省略。

令和5年度原子力規制委員会年次報告について

令和6年6月
原子力規制庁

1. 原子力規制委員会年次報告

○原子力規制委員会の所掌事務の処理状況については、原子力規制委員会設置法第24条において、国会へ毎年報告しなければならない旨が規定されている。

2. 年次報告の目次

- 第1章 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実
 - 第2章 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化
 - 第3章 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施
 - 第4章 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明
 - 第5章 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施
- 資料編

【参考】原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）

第24条

原子力規制委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

令和5年度の主な取組

(1) 令和6年能登半島地震による施設の影響と緊急時対応

令和6年能登半島地震では、令和6年1月1日及び6日に原子力事業所の所在市町村である石川県羽咋郡志賀町において震度6弱以上が観測され警戒事態に至ったことから、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部を設置し、北陸電力志賀原子力発電所、東京電力柏崎刈羽原子力発電所等を対象に情報収集や関係機関への情報共有、原子力規制委員会ホームページや原子力規制庁臨時ブリーフィング、ソーシャル・ネットワーク・サービス(SNS)を通じて発災直後から対外的な情報発信等の対応を行った。

志賀原子力発電所(停止中)においては1月1日の地震時に、使用済燃料プールのスロッシングによる溢水、一部の変圧器故障による油漏れ等が発生したが、使用済燃料の冷却や電源など必要とされる安全機能は確保されていることを確認した。また、敷地内及び敷地近傍のモニタリングポスト指示値に異常は認められておらず、放射性物質の漏えいなど発電所の安全確保に影響のある問題が生じていないことを確認した。なお、発電所から15km以遠にある18局のモニタリングポストにおいて測定が確認できない状況が生じ、可搬型モニタリングポストを設置するとともに、航空機モニタリングの準備を行った。一連の対応については令和6年1月10日の原子力規制委員会で報告を受けた。

緊急時対応で明らかになった課題への対応として、モニタリングポストの測定が確認できない状況が生じたことを踏まえ、通信の信頼性向上に向けた対策を実施するとともに、無人機を用いた航空機モニタリング等によりモニタリング体制の機動力を強化し放射線モニタリングの多様化を図っている。

また、地震発生以来、能登半島地震に関して発信してきた情報等を分かりやすく整理したページを原子力規制委員会のホームページ内に作成し、公開した。今後同様の対応が必要となる場合には、当初から、まとめページを作成するようにするなど、継続的な改善に取り組む。

(2) 高経年化した原子炉施設に関する安全規制等の規制基準の継続的改善

高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の検討については、令和4年度に、運転開始後40年目を迎えるまでに20年を超えない期間で一回に限り延長することを認めるかの審査を行う「運転期間延長認可制度」と、運転開始後30年とそれ以降の10年ごとに長期の施設管理方針を審査する「高経年化技術評価制度」を「長期施設管理計画認可制度」に統合・強化した原子炉等規制法の一部改正法案について了承した。本改正法案は、脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案に盛り込まれ、令和5年6月7日に公布された。

高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の詳細を検討するために、高経年化した発電用原子炉の安全規制に関する検討チームを設けることを令和4年度に了承した。同検討チームでの検討結果や事業者からの意見聴取を踏まえ、長期施設管理計画の記載事項、審査の際の確認事項等を定める関係法令及び審査基準について、意見公募を実施した上で、令和5年8月30日に決定するとともに、新制度の本格施行の日を令和7年6月6日、新制度移行への準備のための手続の施行の日を令和5年10月1日とした。これにより、同年10月1日以降の準備行為期間において、長期施設管理計画認可申請に係る審査を進めている。

(3) 東京電力福島第一原子力発電所のALPS処理水の海洋放出に係る取組

令和4年7月に認可したALPS処理水の海洋放出に係る設備の設置等に関する実施計画変更について、ALPS処理水の海洋放出時の運用等に関する実施計画変更認可申請についても、公開の会合で規制基準や政府の方針に従ったものであるか厳格に審査・確認を行い、科学的・技術的意見の募集を経て、令和5年5月10日に認可した。さらに、ALPS処理水の海洋放出設備について認可した実施計画に従ったものであるか厳格に使用前検査を行い、令和5年7月7日に終了証を交付した。その審査・検査結果については、要望のあった地元自治体等を訪問して説明、質疑対応を行った。

これらの取組について、令和3年度から令和5年度にかけてALPS処理水の海洋放出に関するIAEA規制レビューを受け、その内容及び結果については、IAEAが包括報告書として令和5年7月4日に公表した。同包括報告書の中では、原子力規制委員会による関連する活動は、関連する国際安全基準に合致していると結論づけられた。

同年8月24日にALPS処理水の海洋放出が開始されたが、原子力規制委員会は、海洋放出が認可した実施計画に沿って適切に行われていることを検査により継続して確認している。

また、強化・拡充された「総合モニタリング計画」に基づき、東京電力福島第一原子力発電所周辺海域及び東京湾のモニタリング等を実施して人や環境への影響がないことを確認して原子力規制委員会ホームページで公表するとともに、IAEAレビューの一環としてモニタリング結果の相互比較を行うことによりモニタリングの透明性・信頼性の維持に努めている。

(4) 東京電力柏崎刈羽原子力発電所に対する検査の厳正かつ適切な実施等

令和2年度に発覚したIDカード不正使用事案及び核物質防護設備の機能の一部喪失事案を踏まえた柏崎刈羽原子力発電所に対する追加検査では、原子力規制委員会です承した3つの確認方針（強固な核物質防護の実現、自律的に改善する仕組の定着及び改善措置を一過性のものとししない仕組の構築）により東京電力の改善措置活動を確認した。令和5年5月17日に検査結果を了承し、4つの検査気付き事項を更なる追加検査で確認する方針についても了承した。検査の状況は随時報告を受け、同年12月に山中原子力規制委員会委員長及び伴原子力規制委員会委員による現地調査及び東京電力社長と原子力規制委員会との間で意見交換を実施した。同年12月27日に検査結果を取りまとめた「東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所原子力規制検査報告書」を了承し、追加検査を終了した。また、同発電所に対する原子力規制検査の対応区分を第4区分（各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態）から第1区分（各監視領域における活動目的は満足しており、事業者の自律的な改善が見込める状態）に変更した。追加検査終了後も、東京電力に対し、現在の改善された状態を維持し、さらに向上させるための取組を求め、荒天時の監視、PPCAP（改善措置活動）及び核物質防護モニタリング室の取組を基本検査において重点的に監視していくことを決定した。

このほか、追加検査と並行して、平成29年当時の柏崎刈羽原子力発電所の設置変更許可の際に取りまとめた、東京電力の原子炉設置者としての適格性判断について改めて確認した。柏崎刈羽原子力発電所に対する原子力規制検査における指摘事項、同発電所の保安規定に定める「原子力事業者としての基本姿勢」の遵守状況等を確認した結果、当時の判断を変更する理由はないと判断した。